

## 宇都宮駅東口暫定広場管理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市財産管理規則（平成17年規則第13号。以下「規則」という。）第61条の規定に基づき、宇都宮駅東口暫定広場（以下「暫定広場」という。）の管理上必要な事項について定める。

### (定義)

第2条 この要領において、「暫定広場」とは、市が所有する宇都宮市宮みらい1番5に所在する土地をいう。

### (利用形態)

第3条 暫定広場は、24時間毎日開放し、歩行者の出入りは自由とする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条各号に掲げる行為についての暫定広場の使用日及び使用時間は、12月29日から翌年の1月3日までを除いた日の午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、市街地整備課長が認める場合は、使用時間の変更をすることができる。

### (禁止行為)

第4条 暫定広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第5号から第9号までに該当する場合であって、第8条第1項の承認を受けた者が当該承認に係る範囲内において行為をするときは、この限りでない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある行為
- (2) 暫定広場若しくは附属設備を毀損し、又は汚損するおそれのある行為
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為
- (4) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為
- (5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告物を表示する行為
- (6) 宿泊、横がその他これらに類する行為
- (7) 車両を乗り入れ、又は駐車する行為
- (8) 募金、署名運動その他これらに類する行為
- (9) 次条第1項各号に掲げる行為
- (10) その他暫定広場の管理上支障があると認められる行為

### (行為の制限)

第5条 暫定広場において、次の各号に掲げる行為は、第8条第1項に基づく手続を経た場合のみ行うことができる。

- (1) 発表会、集会、展示会その他これらに類する催しを行うこと。
- (2) 商品の広告その他営業に関する宣伝をすること。
- (3) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (4) 興行を行うこと。
- (5) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (6) 上記のほか、市街地整備課長が承認の必要があると認める行為をすること。

(違反者等に対する措置)

第6条 市街地整備課長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、行為の中止、物件の撤去又は暫定広場からの退去を求めることができる。

- (1) 第5条の規定に違反した者
- (2) 市街地整備課長の承認を受けずに第5条に規定する行為をした者  
(利用の禁止又は制限)

第7条 市街地整備課長は、暫定広場の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合、暫定広場に関する整備のため、やむを得ないと認められる場合又は暫定広場の適正な管理が妨げられるおそれがあると認めるにおいては、暫定広場の利用を禁止し又は制限することができる。

(利用承認)

第8条 別表に定める区分に応じ、暫定広場を占有して利用しようとする者(法人又は団体に限る。ただし、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者及び別表に定める者並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づき、同法第5条の観察処分を受けた団体及びその関係者を除く。以下同じ。)は、一時使用申請書(別記様式第1号)及び暫定広場利用規約同意書(別記様式第2号)を暫定広場の占有利用を希望する日(引き続き2日以上利用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)の属する月の前6月の初日(当該日が閉庁日の場合は、次の開庁日)から使用日の前7日までに、市街地整備課長に提出しなければならない。

- 2 前項の申込みがあったときは、市街地整備課長は、その内容を審査し、第4条各号に該当し、又は該当するおそれがない場合は、これを承認するものとし、申請者に対し、一時使用承認書(別記様式第3号)を交付した上で、貸付を行うものとする。
- 3 前項の規定により承認を受けた者は、その目的の達成に必要な範囲で第5条各号に定める行為をすることができる。
- 4 市街地整備課長は、第2項の規定による貸付に管理上必要な条件を付することができる。
- 5 申込みに係る利用承認の順位は、申込みの順序による。

(利用期間)

第9条 前条の利用承認を受け利用する場合の期間は、5日間以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市街地整備課長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第10条 第8条の利用承認を受け利用した者は、その利用が終了したとき、又は利用許可の解除のときにおいて、原則として原状に復して返還しなければならない。ただし、市街地整備課長が特に認めた場合はこの限りでない。

(貸付料)

第11条 貸付料については規則第23条に基づき算定するものとする。

2 前項の貸付料は、使用日までに納付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、占用面積が過少であり、別表に定める区分によりがたいと認めるときは、別途協議により算定する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、暫定広場の管理に関して必要な事項は、市街地整備課長が別に定めるものとする。

制定文

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

別表 (第8条関係)

区分	面積
① (半面利用)	616㎡
② (全面利用 (芝生広場・歩行者通路除く))	1,200㎡
③ (全面利用 (歩行者通路除く))	1,410㎡